

平成 30 年 1 月

お客さま各位

甲府信用金庫

個人番号の利用目的の変更（追加）について

甲府信用金庫（以下、「当金庫」といいます）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項に基づき、当金庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を下記のとおり変更（追加）することをお知らせします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

記

【個人番号の利用目的】

- （1）出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- （2）金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- （3）金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- （4）国外送金等取引に関する法定調書・提供事務
- （5）非課税貯蓄制度の適用に関する事務
- （6）教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- （7）預金口座付番に関する事務

※下線部が変更（追加）箇所です

以上